



ひらた行政だより

合併処理浄化槽の設置をお願いします！

平田村では、河川などの水質保全と、美しく快適な居住環境の確保にむけ、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置整備事業により、汚水処理人口普及率の向上を目指しています。

現在、単独浄化槽を使用している方は合併処理浄化槽に切り替えをお願いします。また、くみ取り便槽の方は水洗化し、合併処理浄化槽を設置して、し尿処理量の減少につなげていきましょう。

《平田村合併処理浄化槽設置整備事業について》

- 対象となる地域：農業集落排水が整備されていない地区が対象です。
- 対象となる工事：住宅で建物の外の配管及び浄化槽設置工事が対象です。
- ※建物内部のトイレの改修に係る工事などは対象外です。
- 補助の金額

人槽区分	補助額	(乙空釜地区) 補助額
5 人 槽	332,000円	837,000円
7 人 槽	414,000円	1,043,000円
10 人 槽	548,000円	1,375,000円

※単独浄化槽又は、汲取り便槽からの転換の場合は、上記の補助金に撤去費及び宅内配管工事費用が上乗せになります。

項 目	撤去費補助額
単独浄化槽撤去	120,000円
汲取り便槽撤去	90,000円
宅内配管工事費用	上限300,000円

●現在の設置基準

人槽区分	住 宅 面 積
5 人 槽	130㎡未満
7 人 槽	130㎡以上
10 人 槽	2世帯住宅（トイレ、浴槽、台所の流し場が2つ以上ある建物）

※浄化槽の維持費用（清掃、保守点検等）は設置者の負担になります。

【補助金交付の要件（上記以外）】

- ・村税等で未納がないこと。
- ・過去に平田村合併処理浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと。

(問合せ先：産業建設課 Tel55-3116)

(裏面へ続く)

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

木造住宅耐震診断者派遣事業のご案内

村では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震診断を希望される方に対して、耐震診断者を派遣します。本事業では現地調査等を行い、地震に弱い部分や、倒壊する可能性の有無等について診断を行います。住宅の耐震性に不安がある方は、ご相談ください。

○募集期間

・令和7年6月2日（月）～令和7年10月31日（金）

※募集件数に達し次第、受付を終了いたします

○対象住宅

- （1）昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- （2）所有者若しくは、賃借者が自ら居住している又は、住宅購入予定者が自ら居住するために購入する一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるもの）
- （3）在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- （4）過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

○申込ができる方

- （1）対象となる住宅の所有者（共有の場合は代表者1名）、賃借人、住宅購入予定者
- （2）平田村の村税を滞納していないこと

○費用について

個人負担額 10,000円

※その他、耐震診断者に要する費用は村が負担します

○申込方法

次の書類をご用意いただき、役場産業建設課まで提出してください

- ・平田村木造住宅耐震診断者派遣申込書（産業建設課にございます）
- ・位置案内図（住宅地図等）
- ・建物平面図（※建築当時の平面図がある場合）
- ・建築時期・所有者がわかるもの（建築確認通知書または登記事項証明書または、固定資産税課税証明書の写し）
- ・建物の全景写真（2～3枚）
- ・納税証明書
- ・賃借契約書（※賃借人のみ）



（問合せ先：産業建設課 Tel.55-3116）